

平成 19 年 12 月
日本 E R I (株) 広島支店

事前点検制度について

法改正後、6ヶ月近く経過し申請者の皆様にも確認審査・手続きの内容が周知されてきた事と存じます。

そこで、改めて当店における事前点検から本審査までの基本的な流れを下記のとおりまとめましたので、ご一読の上で引き続きご利用いただきますようお願い申し上げます。

『事前点検』 希望する方のみ実施

改正基準法による確認申請の審査は

1. 法適合性審査(従来の確認審査)、
2. 規則1条の3による記載明示事項の審査
3. 図面間整合性審査

の三段階の審査を行う必要があります。このうち、「**事前点検**」は**1.について行う**ものと基本的に位置づけています。なぜなら、法適合性に問題のある計画は確認申請を引受けた場合、「**建築基準関係規定に適合しない旨の通知**」の交付を行うこととなり、これを極力回避することを主眼としているからです。**2. 3.については、自主点検によりチェック可能な事項**であり、事前点検時には気付いた範囲のみを指摘します。事前点検による指摘事項を訂正した申請書が提出されたら、即、引受けを行います。

『引受け後の本審査』

引受けた確認申請図書について、詳細に図面の整合性、施工規則チェックシート等に基づく明示事項の確認を行った後、確認審査報告書(行政庁提出分)に基づき法適合性審査を行います。この段階からは**不適合通知、決定できない旨の通知を交付した後に、追加説明・軽微補正・取り下げ等の手続きが行われること**になります。

確認済証以外の手続きが行われられないためには、特に図書の整合性、明示事項の**自主点検が重要**となります。

当社HPに掲載されているチェックシート等を活用ください。